

いわき市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時

平成30年12月14日（金）13時30分から14時40分

2 開催場所

いわきワシントンホテル椿山荘 3階 カメリア

3 出席者（32人）

(1) 農業委員（22人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正		
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

4 欠席者（2人）

18 大竹公治
23 小泉昌男

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第7回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第7回総会議案書○ 許可申請に係る意見及び決定理由書○ 現地調査位置図○ 第6回総会議案説明書の訂正について○ 【資料1】平成31年農作業労働賃金標準額(案) <p>以上、5点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号5番、藁谷昭夫委員よりお願い致します。</p>
5番 藁谷委員	<p>私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。</p> <p>— 憲章唱和 —</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。</p>
草野会長	<p>いわき市農業委員会第7回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には、年末の大変ご多忙の中、ご参集を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の総会は、議案と致しまして、農地法に係る許可申請等の審議のほか、継続協議して参りました、平成31年農作業労働賃金標準額(案)について、ご審議頂きます。</p> <p>また、総会後には、農業委員と推進委員が一堂に会します、第2回全員協議会を開催致します。</p> <p>委員の皆様には、今年最後となりますので、本総会の円滑な進行に対し、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶</p>

草野会長 と致します。よろしくお願い致します。

事務局
(鈴木次長) ありがとうございます。
それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。
会長、よろしくお願い致します。

議長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。
本日の通告欠席は、
議席番号18番 大竹 公治 委員
23番 小泉 昌男 委員 でございます。
現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。
只今より、いわき市農業委員会第7回総会を開会致します。
次に、議事録署名人の指名についてでございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。
議席番号14番 蛭田 秀史 委員
15番 高木 眞一 委員
以上2名にお願い致します。
また、書記は事務局にお願い致します。
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。
これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (鈴木次長)	<p>－総会議案書2ページにより会務報告－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>取下げ、訂正、追案等について説明致します。</p> <p>報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」において、訂正が2件ございます。</p> <p>詳細については、案件説明の際、担当より説明致します。</p> <p>また、11月15日に開催されました、第6回総会の議案について、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件ございました。</p> <p>詳細につきましては、別添の資料「第6回総会議案説明書の訂正について」をご確認願います。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており、</p> <p>今回、議案第7号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号21番、和田正人委員及び議席番号23番、小泉昌男委員が該当しております。和田正人委員は、議案審議の際、一時退室願います。</p> <p>その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第1号、平成31年農作業労働賃金標準額(案)について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の3ページを、お開き願います。</p> <p>－議案第1号を朗読－</p> <p>それでは、お手元の資料1、標準額表をご覧願います。</p> <p>標準額の策定にあたりましては、事前アンケート調査結果を踏まえ、9月から11月にかけて、計3回、総会におきまして、ご協議頂いたところであります。</p>

事務局
(野木係長)

その協議結果に基づき、ご覧の標準額表を作成致しました。
内容と致しましては、昨年との比較で申しますと、作業項目及び標準額に変更はございません。単位につきましては、これまで表の上に「10 a あたり」とだけ表記していたものを、作業項目毎に表記して、見易く改良致しました。

なお、左側の請負労働作業の表のうち、上から作業項目4つ目、標準額でいうと5つめの「ブロードキャスターによる施肥」の単位を「1回」から「1肥料1回」と表記を変更しております。表記は変更しておりますが、取扱いそのものには変わりはありません。

また、表の上に、大きく「一般的な作業について、その標準的な金額を定めたもの。当事者間で委託料を協議するための目安として利用するもの。」と表記致しました。

この標準額表につきましては、福島さくら農業協同組合いわき地区本部に承認を頂きましたので、連名とさせて頂いたものであります。

以上であります。

議長
(草野会長)

只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

24番
佐藤委員

表の上部に注意事項を太く、大きく書いたことは非常によいことだと思います。私は異議ございません。

議長
(草野会長)

今回から、各項目における単位を各項目毎に記載しました。他の農業委員会においても、このような表記が多いようです。この表記のほうが見易いと思います。

1箇所だけ修正をお願い致します。育苗の単位が「一箱」となっております。他の項目と併せて「1箱」と算用数字としてください。よろしく申し上げます。

5番
藁谷委員

ブロードキャスターにおいて、1肥料1回あたり500円となっております。機械によって量が違います。そこはどのように扱えばよいのでしょうか。

議長
(草野会長)

大きな機械で、入る量が違いすぎる場合には、500円を基準として、当事者間で話し合ってください。よろしいのかと思います。

5番
藁谷委員

わかりました。

12番
佐川委員
ブロードキャスターの単位ですが、このままですと、1反歩でも500円、5反歩でも500円と解釈できます。肥料の量を決めた方がよいのではないのでしょうか。

議 長
(草野会長)
この表現に関しては、前回までの協議において異議無しとして決められたものです。

9番
松本委員
様々な意見は出ておりますが、過去にも検討しております。ブロードキャスター以外にも施肥の機械はあります。来年度以降の検討課題とし、今年はこのまま進めて頂きたいと思います。

議 長
(草野会長)
前回においても検討したということもあり、元々、全体的な単位が10aあたりということでした。よって、ブロードキャスターについても、10a 1回1肥料あたりという考え方でよいものと思います。10aという単位が入っていないため、単位の中に10aを入れるということではいかがですか。

事務局
(野木係長)
会長のご発言にありましたとおり、この標準額表自体が基本的に10aあたりという金額でありました。ブロードキャスターの部分は1肥料1回としか記載されていませんが、10aあたりという表記を付け加えるということではよろしかったでしょうか。

議 長
(草野会長)
只今、事務局より説明がありましたとおり、ブロードキャスターの項目の単位として、1回1肥料の中に10aという文言を入れるということではよろしいでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)
そのように取り扱います。
その他、ございますか。特に無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)
ご異議無しと認め、議案第1号、平成31年 農作業労働賃金標準額(案)については、事務局説明のとおり可決致します。
また、標準額表の配付時期や方法について、事務局で補足説明は

議 長
(草野会長)

ございますか。

事務局
(野木係長)

この標準額表につきましては、今月末から1月上旬にかけて印刷を行います。1月末までには、福島さくら農業協同組合いわき地区本部へ持ち込み、配付を依頼致します。2月以降に、農事組合をとおして、各農家へ配付が始まる見込みであります。

以上です。

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。委員の皆様には、事務局説明のとおりご承知願います。

次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の4ページを、お開き願います。

－議案第2号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

次の3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は後田町外1筆、地目は全て田、面積は計1,969㎡でございます。

権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。

外8件、番号9番までは売買による所有権に移転でございます。

また、番号9番については譲受人が新規で就農する案件でございます。

続きまして、番号10番、申請地は江畑町、地目は田、面積は3,464㎡でございます。

権利移動事由は地上権の設定でございます。

当該案件については当該農地の一部に営農型太陽光発電設備を設置する計画により地上権を設定するもので、設定後も引き続き設定人が稲作を営農する計画となっております。

また、太陽光発電設備については「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号11番と同時申請となります。

事務局 (金成主査)	<p>続きまして、番号11番、申請地は平外1筆、地目は全て田、面積は計3,027㎡でございます。</p> <p>権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>外1件、番号12番までは贈与による所有権の移転であり、番号12番については生前一括贈与となります。</p> <p>今月の3条申請面積は田42,098㎡、畑8,164㎡、合計50,262㎡でございます。</p> <p>番号1番から番号12番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
24番 佐藤委員	<p>議席番号24番の佐藤吉行です。</p> <p>番号1番から番号10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (金成主査)	<p>番号11番及び番号12番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。</p>
15番 高木委員	<p>番号9番の事案について、譲受人が平の方で、渡辺町の農地の売買で新規就農だが、どのような申請内容でしょうか。</p>
事務局 (金成主査)	<p>当該案件については、譲受人の実弟が転勤により実家を離れることになり、譲受人が渡辺町の実家の農機具等を利用し就農する計画となっております。</p> <p>なお、譲受人は以前から実家の農作業を手伝っており、農機具の操作に精通しているほか、実母と夫との3名で就農する計画となっております。</p>

議 長
(草野会長)

その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定によ
る許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の5ページを、お開き願います。

－議案第3号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について
説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決
定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。

議案説明書6ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平、登記地目は田、面積は1,985㎡、転用目的
は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、東京電力福島第一原子力発電
所の事故に伴う風評被害等により、申請者の生産意欲が減退してお
り、休耕地の有効活用を図るため、太陽光発電設備を設置する案件
であることから、事業実施は確実です。

以上1件、面積は田1,985㎡、合計面積も1,985㎡となります。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

21番
和田委員 議席番号21番の和田正人です。
番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長) 議案書の6ページをお開き願います。
—議案第4号を朗読、審議事項を説明—
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任) 議案説明書7ページをお開き願います。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。
配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
議案説明書8ページをお開き願います。
番号1番、申請地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は1,232㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。
事業実施の確実性につきましては、申請地に隣接する太陽光発電設備において、設備を設置する際に行った造成工事が杜撰であり、法面の崩落、土砂流出が発生し、これに対応するため、改めて設計を行った結果、法面に適法な勾配をつけることとなりました。
これに伴って、太陽光パネルを設置する面積が減少することとな

事務局
(石島主任)

り、発電量も減少してしまうことから、申請地を既存設備の敷地の拡張に充てて太陽光パネルを設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は鹿島町外5筆、登記地目は田及び畑、転用面積は4,621㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、申請地を含む鹿島町地内に発電出力約6メガワットの太陽光発電設備の設置を計画しており、県と大規模開発行為計画事前協議を行い、これに基づき11月に林地開発許可申請を行ったところです。申請地は事業計画区域内の低地に位置し、大部分が施設内の雨水を集水する調整池となっており、調整池は事業実施に必要な不可欠な設備であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は添野町、登記地目は畑、転用面積は290.74㎡、権利移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人家族は、佐糠町に住んでおり、農繁期には譲渡人の農作業を手伝っていますが、譲受人の子供の成長に伴い現在の住居が手狭となり、また、譲渡人の高齢化を見据え、実家及び農地に近い申請地に住宅を建設したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は900.37㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は夫を亡くして以降、単身世帯で農業後継者もおらず、代わりに農作業をする者も見つからないことから、申請地を休耕畑としています。将来、畑が原野化して周りに迷惑をかけることが考えられることから、荒廃化を防止するため、太陽光発電設備を設置するという案件であり、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は117.56㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は住宅敷地への進入路です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は申請地の隣接地に居住しておりますが、築40年を経過した住宅であり、東日本大震災により損壊もしていることから、今般同敷地内に住宅の建替えを計画しております。しかし、当該住宅建設予定地は建築基準法の接道要件を満たしていないことから、これを満たすため、当該農地を進入路として転用するものであり、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は78㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は砂利採取にお

事務局
(石島主任)

ける緩衝地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は砂利採取業を営んでおり、申請地の近辺にて砂利採取を行う予定です。その際、砂利採取地の隣地である申請地は、落石等の災害が考えられ、安全性を確保するため、譲受人が買い受けて緩衝地として使用する案件であることから、事業実施は確実です。

番号7番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は1,254㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢による体力低下に伴い、耕作が困難な状況であります。被設定人は設定人の息子であります。土地家屋調査士が本業であり、耕作する時間を割くことができません。そこで、休耕地の有効活用策として太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号8番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,312㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は東日本大震災の津波の影響で耕作が出来ず、休耕中の状態です。また、農地として利用してくれる人も見つからず、譲渡人は農地として維持管理していくことに負担を感じておりました。そこで、休耕地の有効活用を図るため、太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号9番、10番、12番、13番につきましては、通信用無線基地局設置に伴う作業ヤードとしての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

なお、番号11番は営農型太陽光発電設備としての一時転用であります。設備の下部の農地において収穫された農作物の収量、及び品質や生育状況について、当農業委員会において継続して把握していく必要があることから、詳細を説明させていただきます。

番号11番、申請地は江畑町、登記地目は田、転用面積は8.46㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は営農型太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、営農型太陽光発電設備による売電収入と下部農地での稲作の収入の双方によって農業経営の強化を図る案件であることから、事業実施は確実です。

以上13件、面積は田5,815.87㎡、畑4,462.67㎡、合計10,278.54㎡となります。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

21番
和田委員

議席番号21番の和田正人です。
番号1番から番号8番、及び番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局
(石島主任)

番号9番、10番、12番、13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分取消願いのついて、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の7ページを、お開き願います。
－議案第5号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書10ページをお開き願います。
議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分取消願いのついて説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決

事務局
(府川主査)

定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書11ページをお開き願います。

番号1番、取消願いの土地は勿来町、登記地目は畑、面積は786㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

本案件は、平成30年6月26日付けで許可された農地法第5条許可の取消しでございます。

取消理由につきましては、譲渡人は高齢で農作業をしておらず、畑が原野化して周りに迷惑をかけることが考えられることから、太陽光発電設備を設置するという案件でしたが、太陽光発電設備の設置について、内諾を得ていた隣接地権者が許可申請後に反対である意向を示したため、設置を断念したことによるものです。

番号2番、取消願いの土地は好間町、登記地目は田、面積は497.52㎡、転用目的は自己住宅(分家住宅)です。

本案件は、平成28年5月9日付けで許可された農地法第5条許可の取消しでございます。

取消理由につきましては、譲受人が住む住宅を建設する予定でしたが、譲受人の姉世帯が住む社宅が改修工事を行うことになり、住宅建設が急務となりました。そこで、新たに申請人の姉名義で転用申請が必要なことから、従前の転用許可を取消すものです。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局
(石島主任)

番号1番、及び2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可
処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。

次に、議案第 6 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を
求めます。

事務局
(林係長) 議案書の 8 ページを、お開き願います。
－議案第 6 号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査) 議案説明書 12 ページをお開き願います。
議案第 6 号、現況確認証明願いについてでございます。
次の 13 ページをお開き願います。
番号 1 番、申請地は遠野町、公簿地目は田、現況地目は原野、面
積は 588㎡でございます。

非農地化した経過につきましては、当該地の周辺が山林で雑木・
杉等が繁茂しており、日当たりも悪く、不便な場所にあるため、申
請者の亡父の代からこれまで 50 年以上耕作しておらず、原野化し、
現在に至っております。

以上 1 件、現況確認証明面積は田 588㎡でございます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

22番
木田委員 議席番号 22 番、木田テイ子です。
番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題
はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特段問題ないと判断されるということでしたが、
その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第 6 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第6号、現況確認証明願については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に議席番号21番、和田正人委員が該当しておりますので、一時退室について、よろしくお願い致します。

－和田正人委員 退室－

議 長
(草野会長)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の9ページを、お開き願います。
－議案第7号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任)

議案説明書14ページをお開き願います。
農用地利用集積計画第15号から17号の内容について説明致します。

次のページをお開き願います。

第15号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は平、小名浜、勿来、四倉。

借り手1名、貸し手8名、対象筆数、田26筆、面積32,046㎡となっております。

第16号は貸借期間の満了に伴い、利用権(賃貸借)を再度設定する事案でございます。

実施地区は平、小名浜、勿来、常磐、四倉、遠野、小川、三和。

借り手20名、貸し手35名、対象筆数、田90筆、面積106,528㎡となっております。

第17号は貸借期間の満了に伴い、利用権(使用貸借)を再度設定する事案でございます。

実施地区は平、四倉。

借り手4名、貸し手5名、対象筆数、田22筆、畑1筆、面積、田16,218㎡、畑525㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第15号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年12月28日、

事務局
(西山主任)

いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は田、面積5,032㎡、外7件、詳細につきましては、記載のとおりです。

次ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第16号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年12月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は田、面積1,906㎡、外37件、詳細につきましては、記載のとおりです。

25ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第17号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年12月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外4筆、現況地目は田及び畑、面積、田6,461㎡、畑525㎡、外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第15号から第17号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。
それでは、和田正人委員、入室願います。

－和田正人委員 入室－

議 長
(草野会長) 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長) 議案書の10ページを、お開き願います。
－報告第1号を朗読、専決事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任) 議案説明書の28ページをお開き願います。
農地法第3条届出について、説明致します。
次のページをお開き願います。
番号1番、土地の所在地は平外6筆、登記地目及び面積は田4,428㎡、畑1,365㎡、権利を取得した日は平成30年4月1日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年10月29日でございます。外23件ございました。
議案説明書33ページをお開き願います。
権利取得面積は田84,179.00㎡、畑35,063.40㎡、合計119,242.40㎡でございます。
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長
(草野会長) 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

議 長 (草野会長)	次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の11ページを、お開き願います。 －報告第2号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の34ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は泉外1筆、登記地目は畑、面積は1,242㎡、転用目的は共同住宅敷地、駐車場、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年12月1日、受理年月日は平成30年11月5日でございます。外4件ございました。 転用面積は田1,423㎡、畑3,794㎡、合計5,217㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の12ページを、お開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の37ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 初めに訂正が2点ございます。 議案説明書の39ページをお開き願います。 番号10番の案件につきまして、工事着工年月日が平成30年1月10日となっておりますが、正しくは平成31年1月10日ですので、訂正をお願い致します。 次のページをお開き願います。 番号11番の案件につきまして、工事着工年月日が平成30年1月10日となっておりますが、正しくは平成31年1月10日ですので、訂正をお願い致します。 訂正は以上となります。 議案説明書の38ページをお開き願います。

事務局 (西山主任)	<p>番号1番、土地の所在地は平外1筆、登記地目は畑、面積は496㎡、転用目的は住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成31年2月15日、受理年月日は平成30年11月5日でございます。外14件ございました。</p> <p>議案説明書41ページをお開き願います。</p> <p>転用面積は田6,497㎡、畑2,438㎡、合計8,935㎡でございます。</p> <p>以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の13ページをお開き願います。</p> <p>－報告第3号を朗読、報告事項を説明－</p> <p>詳細については、担当者が説明致します。</p>
事務局 (金成主査)	<p>議案説明書42ページをお開き願います。</p> <p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>次の43ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は平外6筆、現況地目は田、面積は7,350㎡でございます。</p> <p>土地の引渡し時期は平成30年9月21日でございます。</p> <p>外13件、田58,189㎡、畑0㎡、合計面積は58,189㎡でございます。</p> <p>以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告致します。</p> <p>0</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の14ページをお開き願います。</p> <p>－報告第5号を朗読し、専決事項を説明－</p> <p>議案説明書の46ページ、47ページをお開き願います。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明致します。</p> <p>11月は1件の証明願がありました。合計面積は田3,944㎡、畑2,127㎡、合計6,071㎡になります。</p>

事務局 (野木係長)	<p>審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の15ページをお開き願います。</p> <p>－報告第6号を朗読し、専決事項を説明－</p> <p>議案説明書の48ページ、49ページをお開き願います。</p> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。</p> <p>11月は1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。合計面積は田4,755㎡、畑177㎡、合計4,932㎡になります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。</p> <p>次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (野木係長)	<p>特にございません。</p>
議 長 (草野会長)	<p>委員の皆様から何かございますか。</p>
16番 木幡委員	<p>－消費税の軽減税率制度について説明－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ありがとうございました。また、お時間に都合がつけば、よろしくお願い致します。</p> <p>その他、ございますか。</p> <p>特に無いようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業</p>

議 長 | 委員会第7回総会を閉会致します。
(草野会長)